

統計委員会基本計画部会第 1 ワーキンググループ会合（第 10 回）議事概要

1 日時：平成 20 年 6 月 20 日（金）15:00～17:30

2 場所：中央合同庁舎第 4 号館 共用第 2 特別会議室

3 出席者：

（委員）美添座長、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、山本委員

（審議協力者）総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（事務局）貝沼総務省政策統括官（統計基準担当） 他

4 議事次第 （1）実査体制（地方専任職員等）について

（2）統計基準の設定について

（3）その他

5 議事概要

議題 1：実査体制（地方専任職員等）について

総務省政策統括官室から、資料 3－1 に基づき実査体制（地方専任職員等）に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

【実査体制の在り方の検討・整理】

- ・ 統計調査員の意識が従来の「ボランティア」から労働に対する正当な対価としての「報酬」意識に変わってきていることを踏まえ、①調査の難易度により区分しそれに対応した能力の付与と研修の実施、②全国一律の制度とし、導入時期については地方ごとに判断する、③制度の検討と実現性の評価を行うための試行を行う、などの統計調査員の資格制度を検討すべき。
- ・ 国と地方の協働であることに異議はないが、基幹統計は国の事務であり、そのコストは国が負担することは明らかにすべき。国で公表する前に地方で利用可能とするようなことも考慮すべきではないか。
- ・ 統計調査において、国と地方は車の両輪であり、実査を伴う調査は地方経由が原則。そのためにもこの機会に地方統計機構の再建を図るべき。
- ・ 国・地方の協働とする概念に賛成。地方統計機構では、組織の弱体化、専任職員費基準単価と実態のかい離等の問題を抱えており、実態を踏まえた国の負担について基本計画で述べるべき。なお、現在進行中の地方分権改革で、国出先機関業務の地方移管が議論されているが、統計委員会としては、実査体制の確保について十分に配慮して総合的に検討すべき旨を言う必要がある。
- ・ 調査員調査を地方経由のメルクマールとする点に関しては、柔軟性も必要。
- ・ 統計の中身も地方にとって必要なので地方の声を反映してほしい。
- ・ 事業主管課経由の調査員調査でない統計調査の中には、その事業と関連のある統計があり、しかもそのデータを使用するなど地方にとって有用な統計はあることから、調査員調査だけを、地方経由調査の基準とすべきではない。
- ・ 「原則として、調査員調査は地方経由」という程度が適当ではないか。

- ・ 国・地方の協働であることに異論はないが、法定受託を限定する観点から、すべての基幹統計調査について「協働」である必要はない。また、実査体制の機能の維持を地方の意欲の有無によるとしてはいるが、意欲の問題ではなく制度や機構の劣化が問題である。
- ・ 報告者負担軽減の観点からも地方業務の平準化が必要。
- ・ 本日の議論をまとめると、①国と地方が別々に統計を作成するのは非効率であり、協働するのが適当。ただし、すべての基幹統計調査で協働する必要はなく、また一般統計調査でも協働はあり得る。②調査員調査を維持する必要がある調査を地方経由とすることは、一応の判断基準としては適当。③実査業務の平準化のために工程表を作成するとともに調整の場を整備。④地方にとって役に立つ統計作りを促進するため、地方表章の充実が必要。⑤調査項目・客体数の上乘せは家計調査や農林業センサスで実績もあり適当。⑥基本計画での整理については、「実査体制の機能を今後とも維持する必要があることから、地方公共団体にとっても有用な統計を作成するという視点から地方公共団体が担う業務を精査する、さらに、実査機構として地方公共団体が活動できる方策を多面的に拡充する」というような文言で工夫したい。

【喫緊の課題への対応策】

- ・ 基準単価について実態と乖離とあるが、地方はどのような実態なのか。
- ・ 専任職員1人当たりで都が負担している額は、生涯賃金でみると、派遣職員を雇用した場合に要する費用より高いのではとの議論もある。
- ・ 基準単価と実態との差は2割～4割程度と認識。実態を詳細に把握するには調査が必要。
- ・ 単価だけでなく、急激に減少してきた定員についても、この機会に対応すべき。放置すればそのまま減少を続けられる。
- ・ 一般的な定員削減について、統計を別扱いにするのは困難。過剰な削減要求が発生したときに対応が必要。地方の実態については、例えば、総務省から知事部局の年齢構成の推移等に関する資料を提出し議論すべき。
- ・ 専任職員の育成も考えると、コア業務担当職員とそれ以外の職員とに区別し、で交付基準も変えるが一つの方法ではないか。再任用の活用はすべきだが、退職者が減少する中でどの程度活用できるか疑問もある。
- ・ 地方専任費の地方での上乘せに対して、財政部局から理解を得るのに苦労する。府定数条例上規定はないが、実質定数管理している再任用（短時間勤務）職員を専任職員費の交付対象にしてもらいたい。
- ・ 国と地方が別々に統計を作成する場合の非効率さを避けるために「協働」するのであり、その趣旨を踏まえると、地方が一定の負担をすることはあり得るのではないか。
- ・ 趣旨は理解できるが、法定受託事務において地方はあくまで実査担当であり、また国の公表後でないといふ地方公表ができないといった制約を考えると、地方負担を許容することは困難。
- ・ 法定受託の形をとらずに、国・地方の協働事業とすることはできないのか。
- ・ 形式上は、法定受託事務の部分を明らかにし、その事務に要する費用は国が負担する形を取らざるを得ない。
- ・ 統計調査に係る地方の事務は補助事業ではなく、受託事業である以上、要する費用は国が負担するという原則は基本計画でも明確にすべき。
- ・ 再任用については、統計業務の経験を有する職員のみを対象とするよう注意が必要。

- ・ 本論点については、更に検討することとする。

【統計調査員制度が抱える課題への対応策】

- ・ 統計調査員の業務を踏まえると、現在の調査員手当の単価は低すぎると認識。統計委員会として調査員報酬を増額する努力が必要。
- ・ 統計調査員の調査内容を見直し、調査員数の負担を減らせば現在の総額を大きく見直さなくても対応できる可能性もある。環境の改善、行政情報の活用、罰則適用の検討も必要。
- ・ 調査対象者にハガキ等で事前周知を行う方法は既に実績があるが、企業内で担当に届かない等、必ずしも有効でない。調査員の了解を得て他部局の調査での活用ということも行っている。
- ・ 民間事業者に登録調査員利用のニーズは確かにあるが、民間開放の趣旨は民間の優れた能力を活用するということであり、調査員個人レベルでの民間の調査活動に従事する場合は別として、国が構築した登録調査員制度により公費で養成した調査員を特定の民間事業者に提供するのは、本末転倒。
- ・ 統計調査員の民間事業への参画の拒否感は薄らいできていると思われる。調査員の資格制度を設定しその名簿登録の際、申し出により民間事業者の活動に参加する名簿にも登録することはあり得るのではないか。問題は、誰がそれらの名簿を管理するかということである。
- ・ 本日の議論をまとめると、①調査員調査の手法の改善については、更なる調査員の負担の軽減方策を検討すべきだが経済的見返りも必要と考えられる。引き続き検討が必要。②国の統計調査員との連携については、もう少し具体的な提案をいただきたい。③統計調査員の処遇改善については、報酬の増額の他に、調査員の立場や果たす役割について積極的な周知することが必要。調査員の中には、報酬よりも国の事業への参画に意義を見出し、奉仕活動として調査に加わっている人もいる。その社会的な重要性について国はもっと調査客体に周知を図るべき。④民間活用に関しては、登録調査員の希望を踏まえ民間業者側に名簿等を提供するということがよい。⑤統計調査員の認定制度の類似例に社会調査士が挙げられているが、社会調査士はかなり高い専門性を要する資格であり、この場合の想定とは異なる。現在の表彰制度を少しレベルアップし、認定と報酬を連携させたような仕組みを考えていたが、更に検討したい。

議題 2：統計基準の設定について

総務省政策統括官室から、資料 3－2 に基づき統計基準の設定に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 職業分類は、義務付けまでは不要ではないか。従業上の地位についても分類設定の努力は必要。指数については、答申が出された昭和 56 年当時はラスパイレス指数を前提に議論されており、現在と状況は異なるが、基準年を設定することに意義はある。
- ・ 基準の義務付けについては、原則義務づけと誘導基準のように、遵守のレベルを 2 段階にすることも考えられる。地域区分も軽い義務付けであれば、設定の可能性はあるのではないかと。また、統計の品質表示を明確にするための統一的なフォーマット（調査対象、回収率、調査時点、誤差率等の統一された記入様式）を一つの統計基準とすると利用者にとっての利便性が増す。
- ・ 日本標準商品分類については、いろいろな課題があるので、慎重な検討が必要。
- ・ 資料 3－2 で示されている方針については概ね了承。ただし、指数に関しては、連鎖指数等の新たな手法が出てきているので検討の上統計基準として定める。また、地域区分については各省目的が異なるので運用等で解決できるのではないかと。統計の品質の表示方法の共通フォーマットについては、

引き続き検討が必要。

議題３：その他

- ・ 次回は、統計の独立性、中立性及び部会報告について議題とする。委員各位において意見をお持ち場合は、今月中に事務局に提出願いたい。
- ・ 次回は、７月７日（月）15:00 から、中央合同庁舎第４号館共用第４特別会議室で開催する。

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>